

社会的連帯経済とはなにか ——協同組合運動の新理念

一橋大学名誉教授 協同総合研究所・顧問 富沢 賢治

目次

はじめに

- I 国連社会的連帯経済タスクフォースの見解
- II 国際労働機構（ILO）の見解
- III 社会的連帯経済のアイデンティティ
- IV 社会的連帯経済の意義

はじめに

現代、とりわけコロナ禍以降、これからはどのような社会体制が望ましいのかという問題が日常的に問われている。ベルリンの壁崩壊以降、世界は新自由主義で覆われたように見えた。しかし現在では経済格差の拡大、自然環境の悪化など、新自由主義のもたらす欠陥があらわになってきた。経済成長一本鎗の資本主義のあり方が問題とされ、再分配に留意する「新しい資本主義」の政策化なども提唱されている。このような世界情勢のなかで、協同組合に対してもどのような経済体制を目指すべきかという問題が提起されている。

国際協同組合同盟（ICA）は、「協同組合のアイデンティティ」の再検討を始めた。とりわけ協同組合の定義と価値と原則をどのように

改定すべきか（あるいは、すべきでないか）という問題が審議のポイントとされている^(注1)。

「協同組合の原則をどのように改定すべきか」という問題を検討するためには、まずもって、その判断の基準、すなわち、協同組合が現在どのような社会で活動し、将来どのような社会を目指しているのかという、より基本的な問題が明らかにされる必要がある。

協同組合の原則は、時代の変化に応じて変化してきた。現代は、地球の存亡が問われるほどの激動の時代である。その激動の時代において協同組合の原則はどのように改良されるべきなのであろうか。

社会のあり方を大きく規定するのは、経済のあり方である。現代社会にふさわしい経済のあり方はどのようなものか。そして、そのような経済システムのなかで協同組合はどのような位置を占め、どのような役割を果たすのであろうか。

本稿の目的は、最近世界的に注目を集めている「社会的連帯経済」(social and solidarity economy. 略称はSSE) という経済のあり方を検討することによって、これらの問題を考察することである。

^(注1) 武田俊裕 (2022) 「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明の再検討に向けて」『共済総合研究』84号 (2022年3月)、参照。

国連の国際労働機構（ILO）は、2022年6月の総会において、社会的連帯経済について審議をし、社会的連帯経済の定義を定め、今後、世界的規模で社会的連帯経済の進展を図ることを決定した。国連の関連諸機関もそれに賛同している。

本報告では、社会的連帯経済についての国連の見解を考察することによって、「社会的連帯経済とは何か」という問題を検討したい。今後、国連の見解が国際的な運動の共通理解の基礎になる可能性が大きいからである。

以下、本稿では、最初に連帯経済に関する国連の見解を紹介し（ⅠとⅡ）、ついで国連の見解と国際協同組合同盟（ICA）の見解を比較検討したうえで「社会的連帯経済のアイデンティティ」（私案）を提示し（Ⅲ）、最後に社会的連帯経済の意義について考察する（Ⅳ）。

Ⅰ 社会的連帯経済タスクフォースの見解

1. 社会的連帯経済タスクフォースの結成

国連のなかで社会的連帯経済の促進に取り組んでいる組織として国連社会的連帯経済タスクフォース（UN Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy. 略称 UNTFSSSE. 以下、タスクフォース）がある。そのタスクフォースを立ち上げた中心人物が P. ウッティングである。

ウッティングは、2014年まで国連の社会的開発研究所（UNRISD）の副所長であった。社会的開発研究所は、経済開発にとまなう社会的平等、社会的正義、社会的包摂などの問題を調査研究している。ウッティングは、2013年に国連の社会的連帯経済タスク

フォースを設立し、2015年に国際的な調査研究の結果を『社会的連帯経済——周辺を乗り越えて』として公刊した。社会的連帯経済の全体的イメージを把握するために、まずはウッティングの見解を聞こう。

タスクフォース結成の経緯について、ウッティングは、およそつぎのように述べている^(注2)。

2012年に開催された「国連・持続可能な開発会議」には約180カ国の首脳・閣僚級のほか、国際機関、企業、NGOなどの市民社会組織の代表約3万人が参加し、貧困や環境の問題などについて話し合った。全体会議の前に開催された市民会議（People's Summit）で焦点となった一つの問題は、経済的問題、社会的問題、環境問題を総合的に把握して解決を図る方策は何かということであった。とくに目立った報告と意見は、コミュニティ、協同組合、アソシエーション、社会的企業などの市民組織の連帯活動の実践紹介と可能性に関するものであった。そのさい、これらの多様な実践事例を総称する表現として「社会的連帯経済」という言葉が用いられた。

しかし、これらの議論は「国連・持続可能な開発会議」の成果報告書（The Future We Want）ではほとんど言及されなかった。この会議から国連の社会的開発研究所に戻った私と同僚は、国連における社会的連帯経済の認知度を高める必要があることを関係機関に訴えた。とくに当時、国連は、2015年の国連サミットで採択を予定する「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」と「持続可能な開発目標」（SDGs）について検討をすすめていたの

^(注2) Utting, P. (ed.) (2015) *Social and Solidarity Economy—Beyond the Fringe*. London: Zed Books, pp. 1-37. P. ウッティング編『社会的連帯経済——周辺を越えて』の「序言」。

で、社会的連帯経済の役割に関して国連の認知度を高めることが不可欠であった。

ウツティングの上記の見解から明らかなように、2013年の社会的連帯経済タスクフォース結成の主要目的は、当時国連が2015年の国連サミットで採択を予定する「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」(メインタイトルは「世界変革」Transforming Our World.)と、そのための「持続可能な開発目標」(SDGs)について検討をすすめていたので、その世界変革計画における社会的連帯経済の役割に関して国連の認知度を高めることであった。

端的に述べるならば、タスクフォースの意図は、世界変革の実践主体としての社会的連帯経済組織の重要性を国連の世界変革プランのなかに組み込むことであった。しかし、この作業は大きな困難を伴った。

タスクフォースの資料「SDGsの実現手段としての社会的連帯経済」^(注3)は、つぎのように述べている。

『「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」は、種々の関連組織間の連携を、SDGs実現の核心的手段と認識している。アジェンダ策定の交渉過程において、このアプローチは論争を伴っていた。なぜならば、多くの議論が行政と私企業との連携を中心としていたからである。』しかしながら、「私企業は、パートナーシップのリーダーとはならず、補助的な役割しか果たせない」。交渉の結果、SDGsの第17目標において、政府と公私連携と市民社会の間のパートナーシップが奨励されることとなった。

^(注3) UNTFSSSE (n.d.) 'Social and Solidarity Economy as a Means to Implement the SDGs'. 国連の社会的開発研究所のウェブサイト、2019年8月10日閲覧。

このようにして、SDGsを実現するためには社会的連帯経済組織が大きな役割を果たさうという認識が国連の中で広まっていった。

2. 国連の世界変革計画

2015年、国連は193の加盟国が全会一致で、「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030年アジェンダ」(以下、「世界変革計画」と略称)を採択した。アジェンダは「行動計画」という意味合いであるから、「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための2030年アジェンダ」という長いタイトルを端的に表現すれば、「2030年に向けての世界変革計画」となる。その計画を具体化したものが、「持続可能な開発目標」(SDGs)である。

ここから明らかなように、「持続可能な開発目標」(SDGs)は「世界変革計画」の目標として位置付けられている。ところが、なぜか日本では「SDGsの実現」という表現が強調され、「世界変革計画」という基本テーマが背景に退いている。その結果、SDGsという目標だけが独り歩きしている。われわれは、SDGsを独り歩きさせるのではなく、「世界変革」と密接に結びつけて、世界変革をこそ基本テーマとすべきである。そして、その変革の担い手としての社会的連帯経済組織の重要性に着目すべきである。

世界変革のための17の改革目標(貧困、飢餓、健康と福祉、教育、ジェンダー平等、水と衛生、エネルギー、ディーセント・ワーク、インフラ構築、不平等、居住、生産と消費、気候変動、海、陸域生態系、平和、グローバル・パートナーシップ)は、すべて重

要であるが、ここでは最初の3目標のテーマを紹介するにとどめよう。

第1目標は「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち」である。

第2目標は「飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する」である。

第3目標は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」である。

第1目標の貧困克服は、とりわけ重要である。貧困の克服なしでは世界平和は達成できないからである。その第1目標は、5つのターゲットに具体化される。第1のターゲットは「2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる」である。

上例のように、世界変革の17の「目標」は、全体で169の「ターゲット」に細分化され、さらに244の「指標」を示すことによって、具体的に表現されている。問題は、この目標を、だれがどのように実現するかである。

3. 世界変革の担い手

タスクフォースの関心事は、世界変革の担い手をどこに求めるかということであった。現状調査の上、彼らは、変革主体としての社会的連帯経済組織の重要性を強調するに至った。

彼らの努力の成果は、「世界変革計画」の「宣言」の「実施手段」の項（第41パラグラフ）で、読み取ることができる。そこでは、つぎのように表現されている。

「新アジェンダの実施においては、小規

^(注4) 国連で用いられる「市民社会組織」(Civil Society Organization, CSO) という用語は、国家組織でも営利企業組織でもない、民間の非営利組織を意味する。

模企業から協同組合と多国籍企業にわたる多様な民間部門、および市民社会組織(civil society organizations)と慈善団体が役割を果たす。」

上記の文章は、従来の表現とは明らかに異なる。従来の表現であれば、「小規模企業から多国籍企業にわたる多様な民間部門」と表現すれば十分である。ところが、「小規模企業」と「多国籍企業」の間にわざわざ「協同組合」が挿入されている。さらに企業と並んで「市民社会組織」^(注4)が位置付けられている。

同様な主旨は、「世界変革計画」の「宣言」の「実施手段」の項（第67パラグラフ「実施手段とグローバル・パートナーシップ」）において、下記のように表現されている。

「われわれは、小企業から協同組合、多国籍企業までを含む、民間部門の多様性を認める。われわれは、すべての組織が持続可能な開発における課題を解決するために創造性と革新性を発揮することを求める。」

世界変革の担い手に協同組合と市民社会組織を認めさせるためにタスクフォースの関係者が払った努力がどれほどであったか。国連の現状を考えるならば、想像に難くない。

4. タスクフォースの社会的連帯経済論

(1) 社会的連帯経済とは

タスクフォースの国際的な調査研究の結果をまとめたウッティング編『社会的連帯経済——周辺を乗り越えて』（2015年）の序章でウッティングは、社会的連帯経済についてつぎのように説明している。

「社会的連帯経済」という言葉は、社会的目的と環境保全目的を優先する多様な経済活動の全体をカバーする総称として用いられている。社会的連帯経済は、経済の問題だけでなく、社会、環境、文化、政治の問題にも関わっているコンセプトである。

「社会的連帯経済」は「社会的経済」というコンセプトと「連帯経済」というコンセプトの連携の結果生じた。「社会的経済」が、資本主義経済体制を受け入れながら、資本中心の組織ではなく人間中心の組織が活動しうる領域の拡大に努めているのに対して、「連帯経済」は、体制の変革にも関心を向けている。

社会的連帯経済は、新自由主義に対抗しうる社会理念をつくりつつある。社会的連帯経済が重視する問題は、再分配での正義、真の意味での持続性、資本主義システムに代わるシステム、参加型民主主義、および、活発な市民運動と社会運動が主導する解放的な政治である。社会的連帯経済は、経済に対する社会のコントロールの強化を主張する。

社会的連帯経済は、貧困問題や環境問題など、現代社会の基本的な問題に直接挑戦することによって、経済領域だけでなく、思想的、政治的な影響力を強めつつある。経済と国家政策に対する市民活動の影響力が増大しつつある。

社会的連帯経済に関する上記のウツティングの見解は、『社会的連帯経済——周辺を乗り越えて』（2015年）の編者としての立場からまとめられたものである。彼の個人的見解は、2013年に公開された「社会的連帯経済

は、社会的に持続可能な開発（socially sustainable development）を可能とするか？」^(注5)において、下記のように表現されている。

経済成長と福祉国家をめざす伝統的な発展モデルは、総合的な発展が必要とされる現代的な視点からすると、もはや不十分である。今日では、経済発展と社会的保護だけでなく、環境保護、ジェンダーの平等、社会的政治的エンパワーメント、という5つの問題の総合的な検討が必要とされている。

これらの問題を解決するためには社会的連帯経済が重要な役割を果たしうる。社会的連帯経済が役割を果たすためには、①社会的連帯経済セクター、②政府セクター、③営利企業セクターの3セクター間の関連が重要となる。

伝統的な社会変革の担い手は、国家と労働運動であった。しかし、いまや両者は、市場の力で弱体化されている。変革のためには、市民社会のアクターを含む新しい連帯が必要である。社会的連帯経済には、伝統的な組織（協同組合、共済組織、NPO）だけでなく、新しいタイプの組織（女性の自助組織、フェアトレード組織、インフォーマル・セクターの労働者の組織、社会的企業、社会的ファイナンスなど）が含まれる。

社会的連帯経済の組織は、下記の特徴を持つ。

第1に、「社会的組織」である。すなわち、社会問題の解決を第一目的とする。

第2に、「連带的組織」である。すなわち、種々のレベルでネットワーク（連帯）

^(注5) 国連の社会的開発研究所のウェブサイト、2013年4月閲覧。

を形成する。

社会的連帯経済は現在の社会が必要とする社会発展のための理念である。国連と各国は、社会的連帯経済を促進するための方策を検討すべきである。

(2) 歴史

ウッティング編「社会的連帯経済——周辺を乗り越えて」の第1章で、J-L.ラヴィル（フランスの大学教員で連帯経済論の代表的研究者）は、社会的連帯経済の歴史についてつぎのように述べている。

19世紀前半に成長した、市民組織を基盤にした連帯は、経済的目的と社会的目的と政治的目的を併せ持つ活動であった。しかし、19世紀中に、協同組合や共済組織などの、非営利目的の法人格をもつ「社会的経済」の組織が発展し、現在に至っている。

「社会的経済」は、協同組合、共済組織、NPOが行う経済活動であり、その活動は以下の原則に基づいている。①活動目的は、利益獲得ではなく、メンバーとコミュニティへのサービスの提供、②自主管理、③民主的意思決定、④利益配分においては資本より人と労働を優先させる。

「社会的経済」の組織は、20世紀にある程度の経済力を持つようになったが、実質的な政治力はなかった。「社会的経済」は、経済の問題が民主主義政治にどのようにかかわるかという問題にあまり注目しなかった。これに対して、20世紀末に、経

済的目的と社会的目的と政治的目的を結合した「連帯経済」と呼ばれる運動が、ヨーロッパと南米において発展してきた。

「連帯経済」は、「社会的経済」と共通の特徴を持つが、政治的活動の再生を伴っている点に特徴がある。「連帯経済」は「市民参加によって経済民主化を促進する一連の活動」と定義しうる（47ページ）。

組織の内部機構を重視した「社会的経済」に対して「連帯経済」が付加したのは、実現すべき目的の重要性と、メンバーの直接参加による、形式的平等性の改善であった。

「社会的経済」では、個人間の連帯よりも組織間の連帯が重視されているが、「連帯経済」では個人間の連帯が組織間の連帯と同様に重視される。

連帯経済は、経済のあり方を規定する原則は一つではなく複数存在するという経済観に立つ。すなわち、経済のあり方を規定する原則には、市場の原則のほかに、再分配の原則と互惠性（reciprocity）の原則があると認識し、これらの原則にもとづく行動が現実の経済を構成すると見る^(注6)。

市場の原則は、近代民主主義の生成期に一般化し、市場が社会関係から切り離され独立化していった。それに伴う社会問題の発生に対して、連帯を基礎とする民主的な社会革新運動が進展した。再分配の原則は、代表制民主主義のもとで制度化されていった。互惠性の原則は、自由で平等な市民の自発的な参加を基礎にして展開される。

^(注6) 市場の原則は、例えば、価格の変動によって社会的な需要と供給のバランスが成立する、というように、財の交換のさいに働く原則である。再分配の原則は、例えば、中央権力（部族長や国家）に集中された財が構成員に分配されるさいに働く原則である。互惠性の原則は、社会的なつながりを持ちたいという意思をもってなされる互助行動のさいに働く原則である。詳しくは、富沢賢治「社会的・連帯経済の思想的基盤としてのボランニーとオウエン」【ロバート・オウエン協会年報<43>】2019年3月、参照。

この3原則の連携が生み出す相乗効果が、連帯経済の制度的同型化と周辺経済化を防ぐための力となる。

連帯経済の利点は、市民社会の活動を近代民主主義社会の公的領域に組み入れることを可能とするところにある。市民がつくるアソシエーションは、権力行使を中心とする制度的政治においても、市民が法的自由を活用できる非制度的政治においても、影響力を持ちうる。市民運動にとっては、経済面と政治面との連携が重要となる。市民社会と政府との関係が社会のあり方を規定するキーとなる。

現代社会の最大の課題は、市民社会の民主化と国家の民主化である。

民主的国家は、民主的連帯にもとづく市民組織の活動に支えられてはじめて成立する。

「福祉国家」は、個人の権利と再分配を中心とする連帯という思想を掲げたが、それだけでは不十分である。公共的な財のさらなる増大と、自由と平等の原則を重視する社会関係の促進が必要である。民主的社会の構築を共通目標として、市民社会と国家とが連携することが連帯強化の主要な方途である。

「社会的経済」の組織は、政治的配慮よりも経済的成功を優先視したために、市場と福祉国家との相互補完性が引き起こす制度的同型化に十分抗することができなかった。

社会的連帯経済は、経済の諸制度を考察する際に、経済学にのみ依拠するのではなく学際的に検討する。また、社会を経済と政治の二重視点から考察することによって、伝統的経済学の諸カテゴリーを理論面と実践面において再検討する。社会的連帯経済のこのような経済観は、国家からも市

場からも強く批判されるであろう。国家と市場からのこのような束縛をいかに乗り越えて行くか、そのための方途を明らかにすることが民主的連帯発展の展望を開くことになるだろう。

II 国際労働機構 (ILO) の見解

1. ILO 事務局の報告書『ディーセント・ワークと社会的連帯経済』

2022年6月に開催されたILO総会は、基本的なテーマの一つに「ディーセント・ワークと社会的連帯経済」を採りあげた。ILO事務局は、そのための討議資料として、69ページにわたる報告書『ディーセント・ワークと社会的連帯経済』を2022年3月に公開した。

第1章は、社会的連帯経済というコンセプトと実態について考察している。

第2章は、ILOの「ディーセント・ワーク・アジェンダ」と国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示されている世界的課題の解決に対して、社会的連帯経済がどのように貢献しているかについて述べている。

第3章は、ILOの構成員である政府、労働者組織、使用者組織がそれぞれどのように社会的連帯経済に対応するかという課題について考察している。

第4章は、社会的連帯経済に関するILO事務局の活動について説明している。

第5章は、ILO事務局の今後の取組みを提案している。

本稿のテーマである「社会的連帯経済とはなにか」に関しては、とりわけ「はじめに」と第1章の内容が重要となるので、以下でそのポイントを紹介する。

(1) 「はじめに」の要約

下記のILO文書にも見られるように、社

会的連帯経済は、今世紀に入ってから、その政策的重要性を著しく高めている。

「協同組合の促進に関する勧告」(2002年)は、バランスのとれた社会には、公共セクターと民間セクターだけでなく、協同組合、共済組織などを含む社会的セクターの存在が必要であると強調している。

「公正なグローバリゼーションのための社会正義に関するILO宣言」(2008年)は、持続可能な経済開発と雇用機会にとって強力な社会的経済が不可欠であると評価した。

「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行勧告」(2015年)は、フォーマル経済への移行手段としての、社会的連帯経済組織の役割を評価している。

ILOとして社会的連帯経済について本格的に検討することが必要となっている。

ILOは、社会的連帯経済組織の中でも最も組織化された存在である協同組合の役割をとりわけ評価している。

ILOは、国連の中で社会的連帯経済の推進を率先して行っている。2013年には、18の国連機関と経済協力開発機構(OECD)がメンバーとなり、14の市民社会組織と研究機関がオブザーバーとして参加する「社会的連帯経済に関する国連機関横断タスクフォース」(UNTFSSSE)を共同で設立した。

経済を人と地球のために役立てようとする社会的連帯経済と、ILOのディーセント・ワーク推進計画は密接に関係している。社会的連帯経済の重要性が高まる中、その定義、測定方法、規模、影響、限界そして可能性について、さらなる明確化が求められている。

(2) 「第1章 世界における社会的連帯経済」の要約

第1章では、前半で「社会的連帯経済」というコンセプトの定義について理論的な考察がなされ、後半で世界における実践が紹介さ

れている。

(2) - 1. 社会的連帯経済の定義

① 定義の必要性

社会的連帯経済は、幅広い経済活動を包括する用語である。今世紀に入ってから、少なくとも20カ国で社会的連帯経済に関する法律が採択されている。

社会的連帯経済と密接に関連する他の用語としては、「社会的経済」、「第三セクター」、「社会的企業」、「非営利セクター」、「連帯経済」、「オルタナティブ経済」、「民衆経済」(popular economy)などがある。

本報告書で用いる社会的連帯経済という言葉は、多様な国の伝統や現実に対応できるように広い意味を持たせている。

普遍的に合意された定義は、世界の社会的連帯経済の多様性を完全に捉えることはできないかもしれない。しかし、定義がなくては、国際的な開発政策や戦略において社会的連帯経済を適切に表現することができない。統計の作成にも支障をきたす。

② 定義の内容

社会的連帯経済の適切な定義には、誰が(who、主体)、何を(what、活動)、どのように(how、原則)、なぜ行うのか(why、価値)、を明示する必要がある。以下では、社会的連帯経済組織の価値、原則、組織形態(主体と活動)について考察したうえで、社会的連帯経済の定義案を提示する。

③ 価値

社会的連帯経済を支える一連の価値は、5つのカテゴリーに分類されうる。

(i) 人と地球への配慮：統合型(integral)の人間開発、コミュニティーニーズの充足、文化の多様性、エコロジカルな文化、持続可能性。

(ii) 平等主義：正義、社会正義、平等、公平、公正、無差別。

- (iii) 相互依存 (interdependence) : 連帯、相互扶助、協力、社会的結束、社会的包摂。
- (iv) 誠実さ (integrity) : 透明性、正直さ、信頼、説明責任、責任の共有。
- (v) 自治 : 自己管理 (self-management)、自由、民主主義、参加、補完性原理 (subsidiarity)。

④ 原則

社会的連帯経済の原則は、社会的連帯経済の価値を実行に移すための組織原則、運営原則である。社会的連帯経済に関する最近の法律では、下記の5つの原則が大きく取り上げられている。

(i) 社会的または公共的な目的

社会的連帯経済の組織は、利益の最大化よりも、メンバー、またはメンバーが働く地域や社会のニーズを満たすことを目的とする。その目的は、社会的、文化的、経済的、環境的、またはそれらの複合的なものである。内部の連帯と社会との連帯を促進し、メンバーとユーザーと一般の利益とを調和させることを目指す。この原則は、いくつかの法律では、「利益よりも人と社会的目的を優先させること」と表現されている。

(ii) 利益配分の禁止または制限

利益または剰余金^(註7)を生み出す社会的連帯経済組織は、その目的に従ってそれを使用しなければならない。利益の分配には大きな制約がかけられる。剰余金の分配は、投下された資本ではなく、労働、サービス、利用、後援 (patronage) などのメンバーの活動に基づいてなされる。売却、形態転換、解散の場合、多くは、残存する利益や資産を同様に制限された組織に譲渡することが法的に義務付けられている。この原則を「資本に対する

人と仕事 (work) の優先」と呼ぶ国内法もある。

(iii) 民主的で参加型のガバナンス

社会的連帯経済の組織の規則は、民主的であり、参加型であり、透明なガバナンスを規定する。それらの規則は、政策形成と意思決定への積極的な参加を通じて、また選出された代表者が説明責任を負うことによって、メンバーによるコントロールを可能する。社会的連帯経済の基礎組織では、メンバーは一人一票の平等な投票権を持つ。社会的連帯経済の第二次組織 (水平的連携組織・垂直的連携組織) も民主的に組織される。

(iv) 自発的な協力

社会的連帯経済の組織への参加は自発的でなくてはならない。メンバーとユーザーは、不参加に対するペナルティーやその恐れを抱くことなく、自発的かつ自由に社会的連帯経済組織に参加し、とどまる。社会的連帯経済組織は、他の社会的連帯経済組織と自発的な協力と相互支援を行い、垂直的および水平的な組織をつくることができる。

(v) 自主性 (autonomy) と独立性

社会的連帯経済の組織は、自治によって運営される。組織は公権力や社会的連帯経済以外の経済主体からの自治と独立を享受すべきであり、不当な干渉や支配を受けてはならない。他の社会的連帯経済組織や官民の関係者と協定を結んだり、外部から資金を調達したりする場合は、社会的連帯経済の価値と原則に合致した条件で行わなければならない。

⑤ 組織形態

社会的連帯経済の現実的な組織形態は多様で、一義的には確定できない。以下では、協同組合、共済組織 (mutual societies)、アソシエーション、財団 (foundations)、自助グ

^(註7) 原文の注14では、「協同組合では、組合員との取引から生じるものを剰余金 (surplus) とし、非組合員との取引がある場合にそこから生まれるものを利益 (profit) とする」と説明されている。

グループ (self-help groups)、社会的企業を例示する。しかし、社会的連帯経済の組織は、これらに限定されるわけではない。社会的連帯経済の価値と原則に同意する組織が社会的連帯経済の担い手となる。

社会的連帯経済に関する多くの法律は、その国の歴史的・社会的状況に応じて異なる多様な組織形態を社会的連帯経済の一部として含んでいる。このような形態には、プラットフォーム協同組合、地域林業・漁業アソシエーション、生産者や農業労働者の組織、「民衆経済」組織、マイクロファイナンス機関、文化や娯楽や地域おこしに関わるアソシエーションなどが含まれる。社会的連帯経済に関する法律は、通常、その法律に明記されている社会的連帯経済の価値と原則を遵守していれば、その他の形態の組織も社会的連帯経済の一部であるとみなしている。

- 協同組合は、「共同的に所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと熱望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自治的な組織」である。
- 共済組織は、集団活動を通じて経済状況を改善しようとする個人によって組織されている。共通の基金への定期的な拠出を通じて、個人または財産のリスクを共有する仕組みであるという点で、協同組合と異なる。

- アソシエーションは、主に家庭または地域社会全体のために、市場外のサービスを生産することに従事する法人であり、その主要財源は自発的な寄付である。地域密着型または草の根型のアソシエーションは、会員を基盤としており、特定の地域、コミュニティまたは村の会員にサービスを提供している、あるいは会員の立場を代弁している。
- 財団は、自由に使える資産または寄付金を保有する組織であり、その資産から得られる収入をもとに、他の組織を助成している、あるいは独自のプロジェクトとプログラムを実施している。
- 自助グループは、個人レベルでは達成できない技術的・経済的支援のような相互支援という目標を達成するために、個人が結集する組織である。その点で協同組合や共済組織の両方に類似しているが、商業的活動に主軸を置いていないという点で、両者と異なる。多くの自助グループの活動はインフォーマル経済に属している^(注8)。
- 社会的企業は、不利な立場にある人（障害者や長期失業者など）を雇用して訓練したり、特定の社会的価値のある製品を生産したり、その他の方法で不利な立場にある人に奉仕するなど、市場手段を利用しながらも、主として社会的目的

^(注8) ILOの説明によれば、「インフォーマル経済」(informal economy)は、「法令上または慣行上、公式の取り決め(formal arrangements)の適用を受けていない、または十分に適用を受けていない労働者および経済単位による全ての経済活動」である。ただし、「不正な(illicit)活動は含まない」(ILO「非公式な経済から公式な経済への移行に関する勧告」2015年)。

「インフォーマル経済」は、フォーマルな枠組み(法律上の取り決め、社会慣行による取り決め、ルール)の外にある経済活動(経済統計として把握されない経済活動を含む)を意味する。具体例としては、日雇い労働者、露天商、廃品回収業などが挙げられる。関連する言葉としては、「ブラックマーケット、陰の経済、地下経済」などがある。「インフォーマル・セクター」においては、法人格のない組織が対象とされるが、「インフォーマル経済」においては、法人格がある企業の事例でも、たとえば「非正規」労働者の場合のように、「インフォーマル」な経済活動、雇用関係が問題とされる。すなわち、労働法や社会保障の適用が不十分な経済活動を意味す

を追及するような事業体を指す。

⑥ 社会的連帯経済の定義案

社会的連帯経済に関する現行の政策や法律を検討すると、そこには社会的連帯経済を特徴づける多くの共通点が見られる。下記の社会的連帯経済の定義案は、それらを参考にして策定されたものである。この定義案には、社会的連帯経済組織の基礎をなす価値、そこから派生する原則、および組織形態が含まれている。

「社会的連帯経済は、社会的または公的な目的 (a social or public purpose) を持ち、自発的な協力、民主的かつ参加型のガバナンス、自治と自立に基づく経済活動に携わり、利益の分配を禁止または制限する規則をもつ制度的組織を包含している。社会的連帯経済には、協同組合、アソシエーション、共済組織、財団、社会的企業、自助グループ、そしてフォーマル経済とインフォーマル経済において社会的連帯経済の価値と原則に従って活動するその他の組織を含むことができる。」

(2) - 2. 地域別の実践紹介

① アフリカ

社会的連帯経済の原則は、何世紀にもわたってアフリカ大陸で適用されてきた。アフリカ大陸において社会的連帯経済という用語が用いられ始めたのは、21世紀の最初の10年間であるが、自助グループ、アソシエーション、共済組織、および類似の組織は、以前からアフリカ大陸で長い間普及していた。

② 南北アメリカ

社会的連帯経済は、アメリカ大陸において豊かで多様な歴史を有する。その連帯に基づく実践は近代国家が成立する以前の時代にまでさかのぼる。この地域で顕著な社会的連帯

経済組織には、生産者協同組合、フェアトレード、倫理的 (エシカル) 消費、インフォーマル経済や原住民のアソシエーション、ソーシャルファイナンス、その他、コミュニティ密着型の組織が含まれる。これらの組織は、農業、金融、小売、電力などの公共事業、健康保険などの分野で、幅広い層の人々にサービスを提供している。

この地域では、社会的連帯経済は「社会的経済」、「連帯経済」、「民衆経済」、「ソーシャルセクター」とも呼ばれている。

原住民は、コミュニティの互惠関係 (reciprocity) の原則に基づいて草の根経済をどのように組織化するかという問題について豊かな知識を持っている。原住民はコミュニティに根差した協力関係の長い伝統を持っている。アンデスやアマゾンの原住民のブエン・ビビール (buen vivir) もしくはビビール・ビエン (vivir bien) というコンセプトに表現されている哲学は、他の人々や自然と調和しながら良く生きていくという考えを基本とするものである。この哲学は、エクアドルの2008年憲法とボリビアの2009年憲法の基軸をなすものでもあり、互惠関係と連帯の推進に貢献している。これらの地域では、原住民の社会的連帯経済組織がこの哲学に沿った実践を展開してきた。

③ アラブ諸国

アラブ諸国では「社会的連帯経済」という言葉は一般的ではないが、社会的ネットワークを通じた恵まれない人々との連帯は一般的である。共済が広く普及している。タカフル (Takaful「連帯」を意味する) は、協同組合保険のモデルとなっている。

近年、アラブ諸国では、社会的連帯経済に関する政策や立法措置が多く の国で実施され

る。ILO 推計では、世界の全就労者の約6割が「インフォーマル経済」の枠内にある。「インフォーマル経済のフォーマル経済への移行」がILOの重大課題とされる所以である。

ている。

④ アジア・太平洋

アジア太平洋地域における社会的連帯経済の強さは、この地域の多様な文化や伝統に深く根差した連帯、互惠、共済の原則にまでさかのぼることができる。例えば、中国の会(hui, 互惠)、インドのサルボダヤ(sarvodaya, 全ての覚醒)、インドネシアとマレーシアのゴトン・ロヨン(gotong royong, 共に働く)、日本のユイ(結。労働の交換)とモヤイ(催合。共に働く)などがその例である。

1997年のアジア通貨危機は、アジアの多くの文化に根差した互惠の精神を目覚めさせ、社会的経済の出現への道を開いた。2007年から2008年にかけての世界的な金融危機を通してこの動きはさらに加速した。アジア太平洋地域における社会的連帯経済は、協同組合、アソシエーション、コミュニティの自助グループ、相互扶助組織などを含み、この地域で長い歴史を持っている。

他の地域と同様、アジア太平洋地域でも、協同組合が社会的連帯経済の基幹をなしている。この地域の協同組合員数は5億人近くで、世界の協同組合員総数の46%を占めている。多くの国で、協同組合は政府の過度な介入を受けていたが、2000年代以降、協同組合に対する政府の影響や支配の程度は著しく後退している。

日本では、人口の約30%が消費者協同組合に加入している。5万以上のNPO法人が、職業技能・雇用、医療・福祉、社会教育・コミュニティ開発、科学、文化、芸術、環境の分野で活動している。

⑤ ヨーロッパ・中央アジア

ヨーロッパにおける社会的連帯経済の歴史的なルーツは、産業革命と社会的弱者の生活・労働条件に応えようとする運動にまでさかのぼることができる。19世紀半ばには、

自助、協力、相互扶助に基づく組織がヨーロッパの数カ国で誕生した。

ヨーロッパでは、「社会的経済」や「社会的企業」という言葉が使われている国もあれば、「社会的連帯経済」という言葉が使われている国もある。その他に、「非営利セクター」「第3セクター」「社会的企業」「ソーシャル・イノベーション」あるいは最近では「サーキュラー・エコノミー(循環型経済)」「コラボラティブ・エコノミー」という用語が使用されている。

ヨーロッパ全域で、社会的連帯経済を構成する主要な組織は、協同組合、共済組織、アソシエーション、社会的企業、財団である。

2. ILO 総会の結論

2022年6月10日、第110回国際労働総会において「ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する結論」が採択された。以下はそのポイントである。

(1) 序章

社会的連帯経済は新しい概念ではないが、今世紀に入ってから、その政策的重要性と知名度が著しく高まっている。

(2) 社会的連帯経済の定義

「社会的連帯経済は、集団的かつ／または一般的な利益に資するために経済的、社会的、環境的な活動に従事する企業、団体、その他の主体を包含する。それらは、自発的な協同と相互扶助、民主的かつ／または参加型のガバナンス、自治と自立、そして資産に加えて剰余金かつ／または利益の分配と使用において資本に対し人間と社会的目的を優先させる原則に基づいている。社会的連帯経済の主体は、長期的な活動継続と持続可能性、そしてインフォーマル経済からフォーマル経済への移行を目指し、経済のあらゆるセクターで活動している。社会的連帯経済の主体が実

現しようとしている一連の価値は、社会的連帯経済の主体の活動にとって本源的なものであり、人間と地球への配慮、平等と公正、相互依存、セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任、そしてディーセント・ワークと生計の達成から成っている。各国の状況によって異なるが、社会的連帯経済には、協同組合、アソシエーション、共済組織、財団、社会的企業、自助グループおよび、社会的連帯経済の価値と原則に従って活動するその他の主体が含まれる。」^(註9)

(3) 指導原則

社会的連帯経済を推進するために加盟国には以下の履行が求められる。

- (a) ディーセント・ワーク、包摂的で持続可能な経済、社会正義、持続可能な開発、万人の生活水準向上に対する社会的連帯経済の貢献を考慮すること。(以下、合計11項目ある)

(4) 政府と社会的パートナーの役割

加盟国は、社会的連帯経済主体における労働の権利、その他の人権を実現する義務を有する。加盟国は、以下のことを実行すべきである。

- (a) ディーセント・ワークを促進し、社会的連帯経済に資する環境を確立する。(以下、合計14項目ある)

Ⅲ 社会的連帯経済のアイデンティティ

1. ILO 事務局の定義案と総会の定義との比較

総会の定義によって、社会的連帯経済の組織であるための必要条件（社会的連帯経済の価値と原則に基礎を置く組織）が明らかにされた。この定義によって、他の組織と異なる

社会的連帯経済の組織の特質が明らかにされている。

総会の定義は、事務局の定義案に比べると長文になっているが、内容的には大きな差はない。大きな差は、社会的連帯経済の価値に関して第6の価値として「ディーセント・ワークと生計の達成」を付加した点にある。この改定は評価しうる。理由は後述する。

2. 社会的連帯経済組織の独自性——協同組合との比較

協同組合は社会的連帯経済の諸組織のなかでも中核的な位置を占めている。その意味で協同組合は社会的連帯経済を代表する組織であると言える。では、社会的連帯経済の組織は協同組合とどのような点で異なるか。この問題を、社会的連帯経済の組織の定義（ILO）と協同組合の定義（ICA）を比較することによって検討し、社会的連帯経済の組織の独自性を明らかにしたい。

下記の「協同組合のアイデンティティに関するICA 声明」（1995年）は、「協同組合とはなにか」を示す基準として現在、国際的な共通理解とされている。

資料 「協同組合のアイデンティティに関するICA 声明」（日本生協連訳）

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とす

^(註9) ILO 駐日事務所の訳を基礎に富沢が若干改訳した。

る。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のある全ての人々に対して開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする

協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため

組合員の承認により他の活動を支援するため

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行う。

第5原則 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

(1) 定義の比較

協同組合が基本的に「集团的利益」に資するための組織であるのに対して、社会的連帯経済の組織は「集团的かつ／または一般的な利益」に資するための組織だとされている。

(2) 価値の比較

表1に見られるように、社会的連帯経済の組織の独自性は、「ディーセント・ワークと生計の達成」の付加に見られる。

(3) 原則の比較

社会的連帯経済の組織には、下記の4つの

表1 価値の比較

社会的連帯経済の組織の価値	協同組合の価値
人間と地球への配慮	他人への配慮
平等と公正	平等と公正
相互依存	連帯、社会的責任
セルフ・ガバナンス	自助、自己責任、民主主義
透明性と説明責任	正直、公開
ディーセント・ワークと生計の達成	

原則が適用される。

「自発的な協同と相互扶助」

「民主的かつ／または参加型のガバナンス」

「自治と自立」

「資産に加えて剰余金かつ／または利益の分配と使用において資本に対し人間と社会的目的を優先させる」

上記の4原則に対応する原則は協同組合原則にもある。ただし、協同組合原則においては、それぞれの内容がより具体的に記述されている。たとえば、剰余金の分配にさいしては、「資本に対し人間と社会的目的を優先させる」という社会的連帯経済の組織の原則が、協同組合原則においては、①配当の制限、②分割不可能な準備金の積み立て、③利用高に応じた組合員への還元、としてより具体的に規定されている。

(4) 小括

協同組合と比較しての社会的連帯経済組織の独自性は、下記の点に見られる。

価値に関しては、「ディーセント・ワークと生計の達成」が付加されている。

原則に関しては、社会的連帯経済の組織の原則には、7つの協同組合原則のうち下記の3つの原則が明記されていない。これは、社会的連帯経済の組織にはこれらの3原則を組織運営の原則にしていない組織も含まれるということを示す。

「第5原則 教育、訓練および広報：協同組合は、組合員、選出された代表、マネ

ジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。」

「第6原則 協同組合間協同：協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。」

「第7原則 コミュニティへの関与：協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。」

3. 社会的連帯経済のアイデンティティ

(1) はじめに

「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(1995年)は、定義・価値・原則という3部構成で協同組合のアイデンティティを簡潔に示している。このICA声明の構成形式に範をとってILOによる社会的連帯経済の定義を再構成し、それを私案として、次節に示すような「社会的連帯経済のアイデンティティ」として、まとめてみた。

そのさい、①ICAの「協同組合のアイデンティティ」を構成する要素から、社会的連帯経済の構成要素と共通する要素を取り出し、「ILOの定義」に付加した。それによって「ILOの定義」の内容がより具体的に記述

されるようになった。②ILOの定義にある「ディーセント・ワークと生計の達成」を「ディーセントな労働と生活の実現」に改めた。なぜか？

社会的連帯経済においては、生計（経済問題）だけでなく、生活のあり方全体が問題とされるからである。「生計」では家計、家の財政が基本的問題となるが、「生活」では生活のあり方全体が基本的な問題となる。生計は重要である。しかし、経済的豊かさだけで生活の豊かさを決めることができるのであろうか。そもそも「よい生活」とはなにか。「よい生活」を決める基本的な評価基準はなにか。この問題を、個人の問題に留まらず社会全体の問題としてとらえるとき、そこでは経済成長か社会の持続性か、貨幣関係か人間関係か、というような価値基準が問われることになる。

デジタル・テクノロジー、情報技術革新の進化などで急激に変化する現代の社会においては、とりわけ「ディーセントな労働とは」、「ディーセントな生活とは」という問題が問われることになる^(注10)。

労働の問題に関して言えば、AI労働、ロボット化する労働、孤立化した分業の増大、労働の切り売りにすぎないギグワーク的な労働の増大、人間成長につながらない労働の増大、そしてなによりも非正規労働者の増大、などの特徴が見られる。生活の問題に関して言えば、従来の貨幣関係の増大のもとでの、直接的人間関係の間接的人間関係への変化に加えて、スマホなどの情報機器を媒介とする間接的人間関係の増大、コミュニティのあり

方の変化、などの特徴が見られる。

「ディーセントな仕事と生活の実現」という価値を社会的連帯経済のアイデンティティの中核に据える必要がある。社会的連帯経済はディーセントな仕事と生活の実現を図る民衆の経済活動だからである。

(2) 私案「社会的連帯経済のアイデンティティ」

定義

社会的連帯経済の組織は、集团的または一般的な利益を実現するために、下記の価値と原則をもって自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である。

価値

社会的連帯経済の組織は、人間と地球への配慮、ディーセントな労働と生活の実現、相互依存、平等と公正、セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任の価値を基礎とする。

原則

社会的連帯経済の組織がその価値を実践に移すための指針として、下記の4原則がある。

第1原則 自発的な協同と相互扶助

社会的連帯経済の組織は、メンバーとしての責任を受け入れる意思のある全ての人々に対して開かれている自発的な協同組織である。社会的連帯経済の組織は、性的・社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。

第2原則 民主的なガバナンス

社会的連帯経済の組織は、そのメンバーにより管理される民主的な組織である。メン

^(注10) ディーセント・ワークは通常「働きがいがある人間らしい仕事」と訳されている。どのような仕事が「ディーセントな仕事」と考えられるかは、時代と地域によって異なるであろう。最近の社会的連帯経済研究においては、ラテンアメリカの「ブエン・ビビール」(buen vivir, よい生)、「ビビール・ビエン」(vivir bien, よく生きる)などのコンセプトが目目されている。幡谷則子編(2019)『ラテンアメリカの連帯経済—コモン・グッドの再生をめざして』上智大学出版、参照。

バーはその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、メンバーに責任を負う。単位組織では、メンバーは（一人一票という）平等の議決権をもつ。他の段階の組織も、民主的な方法によって組織される。

第3原則 自治と自立

社会的連帯経済の組織は、メンバーが管理する自治的な組織である。社会的連帯経済の組織は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資金を調達する際には、メンバーによる民主的管理を保証し、組織の自主性を保持する条件において行う。

第4原則 剰余金の分配と使用

剰余金の分配と使用においては、資本に対し人間と社会的目的を優先させる。出資金に対する配当は、制限された率で分配される。剰余金は、次の目的の何れか、または全てのために分配される。①準備金を積み立てて組織の活動を発展させるために、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。②組織の利用高に応じてメンバーへ還元する。③メンバーの承認により他の活動を支援する。

IV 社会的連帯経済の意義

1. 社会的連帯経済という言葉

市場経済の急速な進展にともなって社会と自然が壊されていく。どうしたらよいのか。そのような思いから社会的連帯経済という運動が生まれてきた。社会的連帯経済は、社会と自然を大切にするという価値観にもとづいて、人と人との共生だけでなく、人と自然との共生を大切にす。社会的連帯経済は「人と自然を大切にす経済」である。

「人と自然を大切にす経済」とは、あまりにも単純素朴な説明で、結局何も意味しな

いと思われるかもしれない。しかしながら、「人を壊し、自然を壊す経済」に対置するとき、「人と自然を大切にす経済」は、はっきりとした現実性を帯びてくる。いま必要とされているのは、「人を壊し、自然を壊す経済」ではなく、「人と自然を大切にす経済」である。

「社会的連帯経済」という言葉は外来語であり、なんとなく肌身に合わないという人のために、日常語に翻訳してみよう。

「社会的連帯経済」における「社会的」は「人と人のつながり」であり、「連帯」は「人と人との自覚的なつながり」であり、「経済」は「生活に必要なものを手に入れる活動」である。社会的連帯経済は、端的に言えば、「人と人のつながりを大切にして、生活に必要なものを協力して手に入れる活動」であり、「社会問題の解決を目的として連帯行動を手段とする経済」である。

では、「経済」とは何か。経済は、生活に必要なもの（財とサービス）の生産と消費にかかわる活動である。経済というとすぐにお金で物を買うことを考えてしまう。しかし、経済は、市場で商品の売買をする交換の経済だけでない。その他に、国家を媒介とする再分配の経済もあれば、民間非営利組織を担い手とする助け合いの経済もある。交換も再分配も助け合いも、すべて経済活動である。

人間の基本的な生存目的は、他の生物と同じく、個体の維持と種の保存である。そのために人間は生活に必要なもの（財とサービス。生活手段）を獲得し消費する。生活手段の獲得行為は、原始時代においては主として採取や狩猟であった。生活手段が乏しいこの時代においては、採取や狩猟で得た動植物を仲間に分け合う行為（再分配）や、必要に応じての生活手段のやり取り（互惠）がなされ

た。農耕が始まり生産という行為が主になり、生活手段が余る場合には、生活手段の交換がなされた。

近代になると、市場における貨幣と生活手段との交換が経済活動の中心を占めるようになった。そして、政府による市場介入を制限して市場活動を自由にすることが最良の経済政策であるという考え方（自由主義、新自由主義）が生まれた。しかし、新自由主義政策のもとでは経済格差や貧困問題は解決されず、種々の経済問題や社会問題が生じてきた。そして、これらの問題の解決をめざして、世界各地の住民たちが取り組む種々の経済活動が「社会的連帯経済」と総称される時代になってきたのである。

他の経済と異なる社会的連帯経済の独自性は、形式的には民間非営利経済だということにある。すなわち、資本主義経済との差異は、営利目的の経済ではなく、社会問題の解決を目的とする非営利経済であり、社会主義経済との差異は、国家計画経済ではなく、民間経済であるということにある。社会的連帯経済は、端的に言えば「助け合いの経済」であり、コミュニティの問題を解決するための非営利組織の経済活動である。

社会的連帯経済の本質を一言で表現すると、「民衆経済」「民衆主体の経済」「民衆による、民衆のための、民衆の経済」である。

ただし、社会的連帯経済が経済システム全体として目指すところは、互惠原理を基礎とする社会的連帯経済が、自由原理を基礎とする市場経済と再配分原理を基礎とする公共経済と相まって、3者（社会的連帯経済と市場経済と公共経済）がベストミックスを創出するところにある。

自由は市場経済の基本原理であり、平等は公共経済の基本原理であり、友愛（互惠）は社会的連帯経済の基本原理である。

世界史に関して言えば、19世紀の資本主義の時代には自由の実現が社会的課題とされ、20世紀の社会主義の時代には平等の実現が社会的課題とされた。21世紀の現代においては、自由と平等だけでなく、友愛の社会が求められている。自由と平等の併存は困難であるが、自由と平等の間を友愛が媒介することによって「自由・平等・友愛」の鼎立が可能となる。愛が人間の自由と平等の併存を可能とするのである。

資本主義経済は資本が主人公となり人間を動かす経済である。これに対して社会的連帯経済は人間が主人公となり資本を動かす経済である。「金の切れ目が縁の切れ目」の社会ではなく、「人の縁」を大切にする社会をつくろうとするものである。

これまで「社会的連帯経済」を一つの単語として説明してきたが、「社会的連帯経済」は、前述のラヴィルの論文でも説明されているように、「社会的経済」と「連帯経済」という二つのコンセプトの合成語である。この点についても簡単に触れておこう。

社会的経済論と連帯経済論のそれぞれの特質は何か。

社会的経済論においては、主として資本主義諸国における民間非営利経済のあり方が検討対象とされ、協同組合、共済組織、NPOが代表的な組織として扱われる^(注11)。これに対して、連帯経済論は、資本主義諸国の経済問題だけでなく、新興諸国の経済問題にも留意し、賃労働者だけでなく、全地球的な視点から、民衆一般を担い手とする経済体制のあ

^(注11) くわしくは、富沢賢治（1999）『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、参照。

り方を解明しようとしている^(注12)。連帯経済論は、資本主義諸国に植民地化され、「二重の支配」(資本家による搾取と、宗主国による収奪)に苦しむ新興諸国における民衆経済を重視する。それによって、資本家階級と賃労働者階級という階級視点からすると度外視されがちな「民衆による経済」という視点が重視される。

連帯経済を支える民衆の経済観の基礎にはラテンアメリカ諸国の原住民の独特な宇宙観がある。その一つの典型はブエン・ビビールという哲学に見られる。ブエン・ビビールの経済論のエッセンスは、自然に固有の権利を認め、人間の経済活動をその自然の活動の中に位置づけるところある。彼らの経済活動においては、なによりも人間と自然との調和、人間同士の調和が基軸とされる。そこでは自然と社会の持続可能性が厳しく問われる^(注13)。

2. 社会的連帯経済の意義

前に述べたILO事務局の報告書『ディーセント・ワークと社会的連帯経済』(2022年)の第2章は、国連の世界変革計画を実現するうえで、社会的連帯経済がどのように貢献するかについて詳細に述べている。そこでは社会的連帯経済が果たしうる貢献が、下記の9分野に分けて考察されている。

①雇用と所得の創出、②社会的保護と社会サービスの提供、③職場における権利、④ジェンダー平等、⑤社会対話、⑥フォーマル経済への移行、⑦危機の予防と平和の推進、⑧公正なデジタル移行、⑨環境の持続可能性の増大。

^(注12) くわしくは、ジャン＝ルイ・ラヴィル(北島健一・鈴木岳・中野佳裕・訳)(2012)『連帯経済——その国際的射程』生活書院、参照。巻末に連帯経済に関する「文献一覧」がある。

^(注13) 詳細については、富沢賢治(2020)『連帯経済の基礎的コンセプトとしてのブエン・ビビール』『協同の発見』337号(2020年12月)、参照。

社会的連帯経済の意義を考察するためには、このILOの見解を詳細に検討する必要がある。本稿では、そのための前提として、社会変革の見地から、あるいは社会運動の見地からして、社会的連帯経済がどのような意義を有するかという問題を考察する。

(1) 社会運動のグローカリゼーションのために

現在、世界各地で民衆主体の活動の実践例が多く見られる。しかし、各地の実践は、コミュニティ内部に留まることが多く、グローバルな運動への結集があまり見られない。

前世紀末から、とくにソ連邦崩壊から、新自由主義のもとで経済のグローバリゼーションが進展し、世界各国で経済的・社会的格差が増大し、地球温暖化などの人類の危機まで発生させている。新自由主義経済のグローバリゼーションに対抗するためには、社会運動の側でも運動のグローバリゼーションが必要とされる。

グローバルな連帯の基盤は各国の地域社会における連帯にある。コミュニティにおける連帯を欠いては、グローバルな連帯は成り立たない。グローバルな連携を強化するための基盤は、コミュニティでの活動である。すべては地域社会における実践から始まる。「地球的規模で考え、地域で実践せよ」(Think globally, act locally.)が社会的連帯経済の核心となる。「社会運動のグローカリゼーション」。これが現代の社会運動のスローガンである。

社会運動がグローバル化するためには、①地域レベルでは地域組織間の連携、②ナショ

ナルなレベルでは各種運動組織のナショナルセンター間の連携、③国際レベルでは各種国際組織間の連携の強化が必要とされる。

日本に関して言えば、2018年における協同組合運動のナショナルセンター（日本協同組合連携機構、JCA）の結成は、大きな意義を有している。日本協同組合連携機構は、協同組合間協同の拡大強化を図り、協同組合運動全体の動向を把握してその前進を図り、協同組合運動を代表して政府に政策提言するなどの機能を発揮することが期待されている。日本協同組合連携機構の結成は、労働者協同組合法の成立（2020年）とともに、日本の社会的連帯経済運動の発展のための重要な橋頭保となりうる。

地域社会における運動をグローバルな規模での運動に結びつけるためには、共通の運動目的、理念、旗印が必要とされる。「社会的連帯経済」という理念が、世界の種々の社会運動を結びつける共通の目的、理念、旗印になりうる。また、国連主導の世界変革計画である「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」と「持続可能な開発目標」(SDGs)が共通の活動目標となりうる。これが本稿の結論である。

(2) 社会的連帯経済の課題

社会的連帯経済論の重要な課題は、市場セクターにおける交換だけではなく、国家セクターにおける再分配と市民社会セクターにおける相互扶助のあり方を総合的に分析し、その上で、3セクターのベストミックスのあり方を探ることである。社会運動の見地からするならば、コミュニティの維持発展のために、市民社会組織とそのネットワークが営利企業と国家の逸脱行為をつねに規制し続けることが必要となる。

社会的連帯経済論が描く理想的な社会は、

静態社会ではない。3セクターのせめぎ合いが続く動態社会である。一つの問題の解決が別の問題を発生させ、問題と紛争が永続する動態社会である。問題解決の手段としては、一方の極に武力による問題解決すなわち戦争があり、他方の極には、話し合いによる問題解決すなわち熟議民主主義がある。

現代の市場中心の経済は、ブラックホールのようなもので、すべての経済活動を市場経済の中に引き込もうとする。国家権力も同様である。すべての市民活動を国家権力の中に抱え込もうとする。社会的連帯経済組織は、抵抗しないかぎり、このブラックホールに否応なく引き込まれる。そして制度的同型化（民間非営利組織の営利企業化、民間非営利組織の国家組織化）が生じる。

社会的連帯経済の組織は単体としては巨大組織にはならないかもしれない。巨大企業のような組織は生まれないかもしれない。独裁国家のような強大な権力を発揮する組織も生まれないかもしれない。しかし、社会的連帯経済組織は経済と国家を正常に動かす潤滑油としての機能を失ってはならない。

個々の人間、個々の組織は容易にブラックホールに飲み込まれる。それを避けるためには、個人と個人、個々の組織がつながりあって大きな集団となり、抵抗力を強化する必要がある。すなわち連帯できるかどうかを根本問題となる。

権力者の支配原理は「分断して統治せよ」である。分断に抗する力は「連帯」によってつくられる。市民の抵抗原理は「連帯して抵抗せよ」である。

「連帯」は、「自由、平等、友愛」という、フランス革命以来の社会構成理念における「友愛」の現代的表現である。分断に抵抗する連帯の力は、経済の民主化と政治の民主化の同時進行によって生み出される。政治の民

主化だけでなく、経済の民主化を同時に進める「新しい民主主義」が、新自由主義に対抗する運動理念となる。

社会的連帯経済に関する参考文献

社会的連帯経済に関する膨大な参考文献リストが、P. Utting(ed.) (2015) *Social and Solidarity Economy: Beyond the Fringe*, Zed Books の341~371ページに掲載されている。

2015年以降の研究書としては、下記のものがある。

J-L. Laville et al. (ed.) (2017) *Movements sociaux et économie solidaire*, Éditions Desclée de Brouwer.

S. Calvo & A. Morales (ed.) (2017) *Social and Solidarity Economy: The World's Economy with a Social Face*, Routledge.

X. Itçaina & N. Richez-Battesti (ed.) (2018) *Social and Solidarity-based Economy and Territory: From Embeddedness to Co-construction*, Peter Lang.

P. Baisotti & H. López Muñoz (ed.) (2021), *Solidarity Economy in Latin America: The Development of the Common Good*, Cambridge Scholars Publishing. など。

社会的連帯経済論はヨーロッパ発展と途上国における論議として紹介されることが多いが、最近ではアメリカでも問題視されてきている。たとえば、C. Benner, M. Pastor (2021) *Solidarity Economics: Why Mutuality and Movements Matter*, Polity Press. 参照。本書は、協同を基礎とする経済を考察することによってオルタナティブな経済学を提唱している。本書によれば、人間の本能とコミュニティのあり方からして、経済行動は本来「互惠」(mutuality) 原理に支えられるところが大きいですが、現代社会においてはその互惠原理の発現が経済的不平等と社会的分断によって妨げられていると理解されている。

日本の最近の研究については、伊丹謙太郎 (2022) 「日本における社会的連帯経済の現状と課題」ILO 駐日事務所報告書 (ILO 駐日事務所のホームページより入手可能)、参照。

本稿の内容についてのより詳しい説明は、下記の拙稿を参照していただきたい。

「労働者協同組合法と非営利・協同」『いのちとくらし研究所報』78号、2022年3月。

「社会的連帯経済の思想的源流——伝統的共同体の思想、オウエン、ポランニー」『ロバート・オウエン協会年報 (46)』2022年3月。

「世界変革と社会的連帯経済」『協同の発見』334号、2020年9月。

「連帯経済の基礎的コンセプトとしてのブエン・ビール」『協同の発見』337号、2020年12月。

「座談会：持続可能な開発目標 (SDGs) をどうとらえるか」『いのちとくらし研究所報』65号、2018年12月。

「社会的・連帯経済の思想的基盤としてのポランニーとオウエン」『ロバート・オウエン協会年報 (43)』2019年3月。

「社会的・連帯経済と非営利・協同運動」『経済科学通信』142号、2017年3月。

「社会的・連帯経済の担い手としての協同組合」『協同組合研究』35-2、2016年6月。

「座談会：社会的経済、連帯経済と経済学」『いのちとくらし研究所報』47号、2014年7月。

「友愛社会とは何か」いのちとくらし研究所・ワーキングペーパー、2号、2010年3月。

「労働運動とアソシエーション——現代の連帯のあり方」『いのちとくらし研究所報』24号、2008年8月。

「座談会：「社会的経済」の可能性」『経済志林』75-3、2008年1月。

「日本における社会的経済の実践と研究の現状」『国際公共経済研究』18号、2007年11月。

「市場統合と社会統合」『協同の発見』172号、2006年11月。

「ワーカーズコープと社会的経済」『協同の発見』132号、2003年7月。

「研究回顧：労働の社会化と社会的経済」『大原社会問題研究所雑誌』534号、2003年5月。

「社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践」岩波書店、1999年。

(とみざわ・けんじ)